

IV 東海地震事前対策編

東海地震については、これまで、地震の直前予知が可能であるとの考えの下、昭和53年6月、「大規模地震対策特別措置法」が施行され、国が同法に基づき「地震対策強化地域」を指定する等、防災対策の強化が図られてきました（練馬区は、同地域には指定されていません。）。

一方、国（中央防災会議）は、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い予測はできないとしました。その後、平成29年11月から、気象庁は、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」〔資料編 資料30-037 参照〕を発表する運用を開始しました。また、この運用開始に伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととされました。

東京都は、令和5年5月に修正した東京都地域防災計画（第4部「南海トラフ地震等防災対策」）において、島しょ部における津波への対策を中心に定めつつ、東海地震についても、被害の防止や軽減を図るための事前対策を定めています。区においても、大規模地震対策特別措置法が廃止されていない状況を踏まえ、引き続き、東海地震の事前対策について定めることとします。

練馬区は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されておらず、都の被害想定においても、南海トラフ地震による区部の被害は限定的と想定されています。区では、首都直下地震への対策を定める「Ⅰ防災共通編」、「Ⅱ防災本編」により、南海トラフ地震の発生にも対応できる災害対策に取り組むこととします。

目次

IV 東海地震事前対策編

第1章 東海地震事前対策の考え方	1
第1節 東海地震事前対策策定の目的	1
第2節 基本的な考え方	2
第3節 前提条件	3
第2章 事前の備え	4
第1節 東海地震に備え整備する事業	4
第2節 広報および教育	6
第3節 事業所に対する指導等	8
第4節 防災訓練の充実	11
第3章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	15
第1節 東海地震に関する情報	16
第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	17
第3節 東海地震注意情報発表時の対応	19
第4節 東海地震注意情報の発表を受けた時の対応措置	26
第4章 警戒宣言時の対応措置	28
第1節 活動態勢	28
第2節 警戒宣言、予知情報等の伝達	31
第3節 消防、危険物対策	37
第4節 警備、交通、公共輸送対策	40
第5節 公共輸送対策	44
第6節 学校、社会福祉施設等の対策	47
第7節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策	50
第8節 生活物資対策	55
第9節 金融対策	56
第10節 避難対策	57

第11節 救援、救護対策	59
第5章 区民・事業者等のとるべき措置	61
第1節 区民のとるべき措置	61
第2節 区民防災組織（防災会等）のとるべき措置	64
第3節 事業者のとるべき措置	65
資料1 東海地震に係る地震防災対策強化地域（東京都総務局）	67
資料2 警戒宣言、地震予知情報について（東京管区气象台）	68
資料3 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（東京管区气象台）	72
資料4 予知情報の発表に伴うコメント案文（東京都総務局）	73
資料5 警戒宣言に伴う区の広報案文	75

第1章 東海地震事前対策の考え方

第1節 東海地震事前対策策定の目的

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が公布され、同年12月14日施行されました。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定および強化地域に係る地震観測体制の強化ならびに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としていました。

また、この法律に基づいて、次の考え方により「東海地震に係る地震防災対策強化地域」として指定されました。

- ① 震度6弱以上の地域（地震の揺れによる著しい被害）
- ② 20分以内に高い津波（沿岸で3 m以上または地上で2 m以上）が来襲する地域
- ③ 一体的な防災体制の確保等の観点についても配慮

平成23年3月24日に国の「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」の修正が行われ、気象庁より発表される「東海地震に関連する情報」が、新しい情報区分で運用が開始されました。

これらの方策は充実されつつも、東海地震に関する予知等が行われることなく発生する可能性も否定できないため、一般的な地震対策と共通する事項もまた重要です。

一方、練馬区の地域は東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されることから、強化地域として指定されておらず、区は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定および地震防災応急対策の実施等は義務づけられていません。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的には一定の被害が発生することが予想され、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されないわけではありません。

このため、練馬区防災会議は、東海地震の事前対策をとることとし、「東海地震事前対策」を策定します。

第2節 基本的な考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものです。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、練馬区の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、①警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的としています。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものですが、「東海地震注意情報」の発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込んだものです。
- 3 東京都震災対策条例に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災関係機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかにより浸透するための支援策等を講じます。
- 4 東海地震に係る予防対策および応急対策は、Ⅰ防災共通編およびⅡ防災本編に定めている「予防対策」および「応急対策」で対処します。
- 5 練馬区の地域は強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては行政指導または協力要請で対応します。
- 6 本計画の実施にあたっては、次の事項に十分配慮するものとします。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日および翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としますが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとることとします。
 - (2) 東海地震が発生した場合、区の地域のほとんどは震度5弱の揺れと想定され、一部震度5強と想定される地域があるところから、想定震度に応じた対策を講じます。
 - (3) 東京都および隣接区等と密接な関連を有する対策については、事前に調整を図るものとします。

第3節 前提条件

本計画にあたっては、次に掲げる前提条件をおきます。

- 1 東海地震が発生した場合、東京都防災会議が発表した震度分布予想によると、練馬区の地域は概ね震度5弱程度です。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として平日の昼間（午前10時から午後2時の間）と想定しています。
ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとします。

第2章 事前の備え

本章では、特に定める項目以外については、Ⅱ防災本編を準用します。

予 防 対 策

第1節 東海地震に備え整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、練馬区地域防災計画の予防対策に基づいて実施します。

東海地震対策編での課題としては、東海地震にかかわる注意情報および予知情報の発表による社会的混乱の防止があります。

このため、本節では、①東海地震にかかわる注意情報および予知情報ならびに警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備資器材等の整備、②従来から推進している予防対策のうち東海地震が発生した場合に備え被害を軽減するために整備すべき事業、を取り上げます。

第1款 社会的混乱を防止するために整備する事業【各部】

1 情報連絡体制

「Ⅱ防災本編 第1章 第2款～第5款」を準用します。

第2款 被害の発生を最小限にとどめるために整備する事業【各部】

1 ブロック塀等の転倒防止

「Ⅰ防災共通編 第3部 第2章 第2節 第4款」を準用します。

2 落下物の防止

「Ⅰ防災共通編 第3部 第2章 第2節 第5款」を準用します。

3 通信施設対策

判定会招集の報道に伴い、区民および事業所等による通話が集中的に発生

し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されます。

この場合において、NTT東日本は、防災関係機関の重要な通信を確保するため次により措置します。

- (1) 著しくかかりにくくなった場合は、一般電話の利用制限を行います。
- (2) 一般電話の利用制限を行った場合でも、公衆電話からの通話は確保します。
- (3) 防災関係機関等の非常・緊急電報および非常・緊急通話は最優先に確保します。

4 公共施設対策

「I 防災共通編 第3部 第2章 第2節 第2款」を準用します。

第2節 広報および教育

地震予知が行われる可能性がある東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題です。区民が東海地震を正しく受け止め、これに対する的確な行動がとれるように平常時から広報および教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発、指導します。

第1款 広報【危機管理室、区長室】

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、練馬区の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱防止と災害発生に伴う被害の軽減を図ります。

1 広報の基本的流れ

広報の基本的流れは、①「平常時」②「注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで」③「警戒宣言が発せられた時から災害発生まで」④「注意情報が解除された時」に区分し、広報します。

2 広報実施事項

- (1) 東海地震についての教育、啓発および指導
- (2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、注意情報
- (3) 注意情報発表時から警戒宣言の発令、災害発生までの情報提供や防災措置・各種規制の内容
- (4) 練馬区の予想震度および被害程度
- (5) 区民のとるべき措置
- (6) 事業者のとるべき措置
- (7) 警戒宣言時に防災関係機関が行う措置
- (8) 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生の恐れがなくなると認めた場合の準備体制解除の発表

主な例を示すと次のとおりです。

- (1) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ① 電車の運行計画および混乱発生時の規制内容
 - ② 警戒宣言時の時差退社の協力および優先乗車の方法
 - ③ その他防災上必要な事項

- (2) 道路交通の混乱防止のための広報
 - ① 警戒宣言時の交通規制の内容
 - ② 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - ③ その他防災上必要な事項
- (3) 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - ① 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - ② 回線の輻輳と規制の内容
 - ③ 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
- (4) 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - ① 生活関連物資取扱店の営業
 - ② 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えて欲しいこと
- (5) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
金融機関の営業状況および急いで引き出しをする必要のないこと
- (6) その他の広報
電気・ガス等の使用上の注意

3 広報の方法

テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報、区公式ホームページ、SNS等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報により実施します。

- (1) テレビ・ラジオ・新聞等による広報
東京都および各防災関係機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努めます。
- (2) 区公式ホームページ・SNS等による広報
速報情報を掲載し、混乱防止を図ります。
- (3) 印刷物による広報
区報をはじめ、各防災関係機関が各種広報、印刷物により防災知識の普及を図ります。
- (4) イベントや講演会等による広報
防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図ります。

第2款 教育指導【教育振興部】

1 幼児・児童・生徒等に対する教育

練馬区内の幼稚園、小学校、中学校等においては、次の事項について、幼児・児童・生徒等に対する地震防災教育を実施します。

(1) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における、必ず指導する基本的事項に基づき指導します。

- ① 地震災害時の安全行動
- ② 避難所の役割と貢献
- ③ 災害への備えと安全な生活

(2) 教育指導方法

児童・生徒に対しては、練馬区教育委員会作成「地震対策の手引き」、防災教育副読本「地震と安全」および小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】を活用し、地震に関する防災教育を推進します。

第3節 事業所に対する指導等

第1款 事業所防災計画等の作成【消防署】

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程および事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導します。

1 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置および防災要員の配備

2 情報の収集伝達等

- (1) テレビ、ラジオ等による情報の把握
- (2) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- (3) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- (4) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- (5) 顧客、従業員等に対する安全の確保

3 安全対策面からの営業の方針

- (1) 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止または自粛
- (2) 営業方針または任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の

対策

- (3) その他消防計画等に定める事項の徹底

4 出火防止および初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物、薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

5 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下および移動防止措置

第2款 事業所に対する指導【消防署】

1 地震防災応急計画の作成指導

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程および事業所防災計画に定めるよう指導します。

2 事業所防災計画等の指導

- (1) 対象事業所

- ① 消防法および火災予防条例により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所
- ② 東京都震災対策条例により、事業所防災計画を作成することとされている事業所
- ③ 消防法により、危険物施設のうち予防規程を作成することとされている事業所

消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとします。あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に行政指導を行うものとします。

- (2) 事業所指導の内容

- ① 消防計画、全体についての消防計画に定める事項
- ② 予防規程に定める事項
(危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含み

IV東海地震事前対策編
第2章事前の備え

ます。)

③ 事業所防災計画に定める事項

第4節 防災訓練の充実

第1款 防災訓練の実施【危機管理室、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、鉄道機関、NTT東日本】

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達態勢の確立に重点を置く総合防災訓練および各防災機関別訓練を実施します。

区分	機関名	内 容
総合防災訓練	区	<p>警戒宣言時において、区は防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる責務があります。</p> <p>警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施します。</p> <p>そのため、必要な組織および実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会を捉え訓練を実施し、実践的能力の涵養に努めます。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 練馬区</p> <p>(2) 地域住民および各事業者</p> <p>(3) 防災関係機関</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集訓練</p> <p>(2) 警戒本部運営訓練（区災対本部運営訓練に準じます。）</p> <p>(3) 情報伝達訓練</p> <p>(4) 現地訓練</p> <p>(5) 避難行動要支援者等避難誘導訓練</p>

<p>警備・交通対策訓練</p>	<p>警察署</p>	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関、地域住民および事業所等と協力して合同訓練を行います。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 地域住民および事業所等</p> <p>(2) 練馬区</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 部隊の招集、編成訓練</p> <p>(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含みます。）</p> <p>(3) 情報収集伝達訓練</p> <p>(4) 通信訓練</p> <p>(5) 部隊配備運用訓練</p> <p>(6) 装備資器材操作訓練</p> <p>3 実施回数および場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。</p>
<p>消防訓練</p>	<p>消防署</p>	<p>警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行います。</p> <p>1 参加機関等</p> <p>(1) 消防団</p> <p>(2) 協定締結等の民間団体</p> <p>(3) 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>(4) その他防災関係機関</p> <p>2 訓練内容</p> <p>(1) 非常招集命令伝達訓練</p> <p>(2) 参集訓練</p> <p>(3) 初動措置訓練</p> <p>(4) 情報収集訓練</p> <p>(5) 震災警防本部等運営訓練</p> <p>(6) 通信運用訓練</p> <p>(7) 部隊編成および部隊運用訓練</p> <p>(8) 消防団との連携訓練</p> <p>(9) 協定締結等の民間団体との連携訓練</p> <p>(10) 各種計画、協定等の検証</p> <p>3 実施回数および場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。</p>

<p>そ の 他</p>	<p>東京電力 パワー グリッド</p>	<p>大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を、年1回以上実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難および救護 6 その他必要とするもの <p>また、国および地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加します。</p>
<p>防 災 機</p>	<p>東京ガス グループ</p>	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施します。</p> <p>訓練内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常態勢の確立 2 工事の中断等 3 ガス工作物の巡視、点検等 4 資器材等の点検 5 事業所間との連携 6 需要家等に対する要請
<p>関 連 訓 練</p>	<p>各 鉄 道 機 関</p>	<p>防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を、年1回以上実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導案内訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 <p>また、練馬区、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識および技術の習得を図ります。</p>

IV東海地震事前対策編
第2章事前の備え

	N T T 東日本	<p>地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を、年1回以上実施します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 警戒宣言等の伝達2 非常招集3 警戒宣言時の地震防災応急措置4 大規模地震発生時の災害応急対策5 避難および救護6 その他必要とするもの <p>練馬区が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力します。</p>
--	--------------	---

第3章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）および東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表されます。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定めます。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があります。を念頭において行動する必要があります。

予 防 対 策

【状況の推移】



注：観測される変化が小さかったり、異常現象の進展が極めて急激で情報発表できないまま東海地震が発生する場合があります。

防災機関等の対応

情報収集

準備行動

都県地震災害警戒本部
市町村地震災害警戒本部の設置

第1節 東海地震に関する情報

情報名	主な防災対策等				
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>				
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>				
<p>東海地震 に関連する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1384 639 1682" style="text-align: center; vertical-align: middle;">臨時</td> <td data-bbox="639 1384 1426 1682"> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1682 639 1975" style="text-align: center; vertical-align: middle;">定例</td> <td data-bbox="639 1682 1426 1975"> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p> </td> </tr> </table>	臨時	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>	定例	<p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>
臨時	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>				
定例	<p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>				

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

第1款 情報名、情報内容および区・防災関係機関の配備態勢【危機管理室】

調査情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保等必要な態勢を維持します。

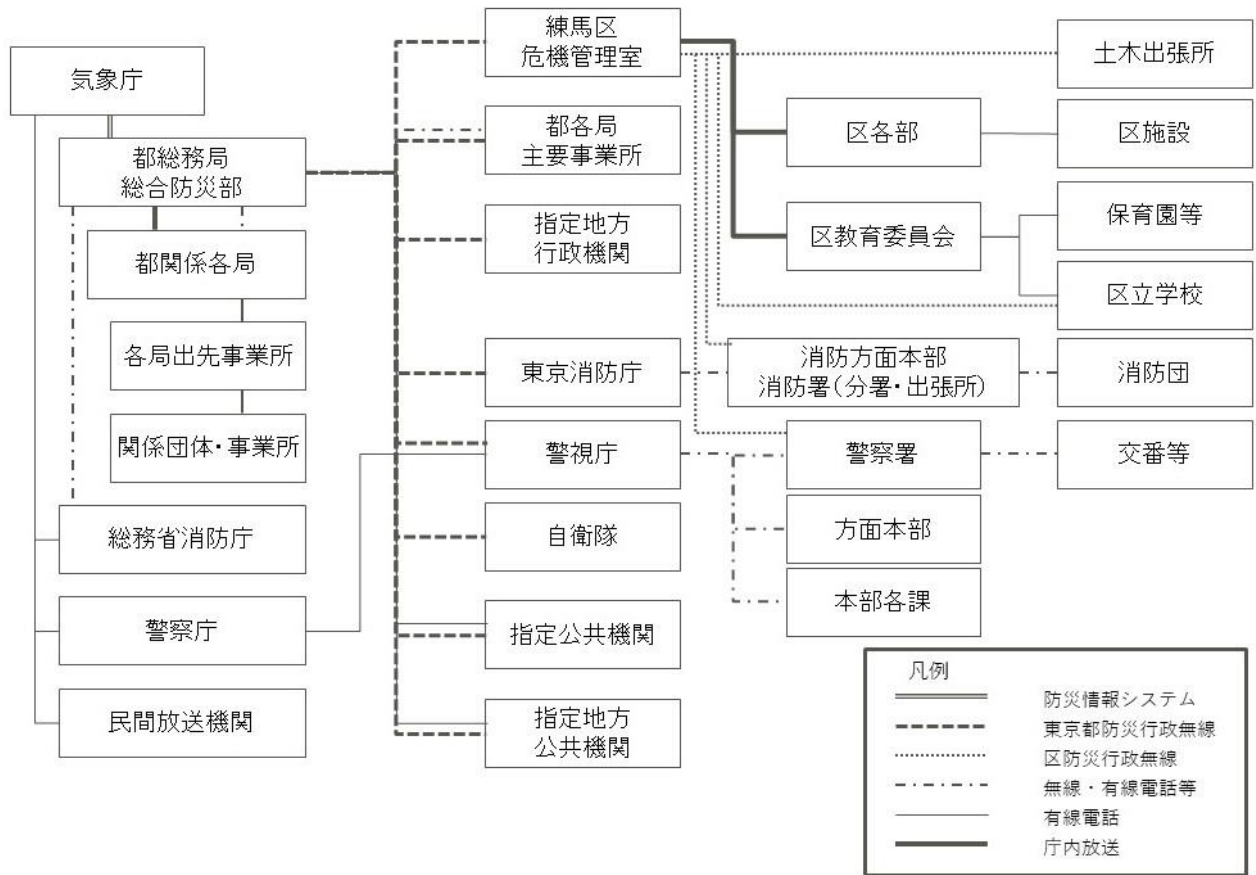
情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表されます。 情報発表後、東海地震発生への恐れがなくなったと判断された場合は、その旨が発表されます。	連絡要員を確保する態勢

第2款 情報収集および伝達【危機管理室】

「情報監視態勢」をとり、東京都、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行います。

区が夜間・休日において調査情報を受けたときは、休日・夜間警戒本部において、危機管理室の連絡担当者に情報を伝達する等の必要な対応を行います。

【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】



第3節 東海地震注意情報発表時の対応

第1款 情報名、情報内容および区・防災関係機関の配備態勢【危機管理室】

注意情報が発表された場合、区・各防災関係機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図ります。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられます。また、東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表されます。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表されます。	担当職員の緊急参集および情報の収集・連絡ができる態勢

第2款 情報収集および伝達【危機管理室、区長室】

注意情報発表時において、「情報連絡態勢」を確立し、東京都、気象庁、総務省消防庁、関係機関から情報収集を行います。また区各部、区立施設等および各関係機関に一斉連絡を行います。

情報の伝達系統および伝達方法は、別記「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」のとおりです。

第3款 伝達態勢【各部、警察署、消防署、防災関係機関】

各機関の伝達態勢は、次のとおりです。なお、公衆通信は規制される場合があることを考慮します。

機 関 名	内 容
区	<p>1 危機管理室は、東京都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部・教育委員会・防災関係機関に伝達します。</p> <p>2 区各部は、1の伝達を受けた時は、あらかじめ定めた伝達方法により部内各課、施設に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し、周知します。</p> <p>3 教育委員会は、1の伝達を受けた時は、直ちにその旨を各部各課に伝達するとともに所管施設、区立学校（園）に伝達します。</p>
警 察 署	警察署は、警視庁または練馬区から注意情報の通知を受けた時は、直ちに一斉通報、無線通信により交番および駐在所等の警察官に伝達します。
消 防 署	東京都総務局から注意情報の通報を受けた時は、直ちに消防電話一斉通報、消防無線、加入電話およびその他の手段により、消防職員および消防団員に伝達します。
その他の 防災関係 機関	区危機管理室から注意情報の通知を受けた時は、直ちに各部課および出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達します。

第4款 伝達事項【各部、防災関係機関】

- 1 区および各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢および地震防災応急対策の準備行動をとることを併せて伝達します。
- 2 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢および地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達します。

第5款 活動態勢【各部、警察署、消防署、交通機関、鉄道機関、NTT東日本、防災関係機関】

1 区、警察署、消防署

機関名	内 容
区	<p>1 区の情報連絡態勢</p> <p>区は注意情報に接した場合、直ちに情報連絡態勢をとります。 また、政府が準備行動の開始を公表したときは、災害即応態勢をとります。</p> <p>各部は、有線電話、無線電話等の活用により、直ちに各課および各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知します。</p> <p>なお、夜間、休日等の時間外に注意情報に接した場合、休日夜間警戒本部室において危機管理室職員への通知等必要な措置をとります。</p> <p>2 職員の参集</p> <p>職員の参集を行う場合は、第一次非常配備態勢をとります。</p> <p>なお、動員伝達は各部で定める情報伝達経路により指示するものとしませんが、伝達がない場合でもラジオ、テレビ等で知ったときは、直ちに参集するものとしします。</p> <p>3 所掌事務</p> <p>災对本部が設置されるまでの間、危機管理室が注意情報の発令、区各部および防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行います。</p> <p>(1) 政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報および東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集および伝達</p> <p>(2) 社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、東海地震に関する情報内容やその意味についての広報の実施</p> <p>(3) 東京都および防災関係機関との連絡調整</p>
警察署	<p>1 警備本部の設置</p> <p>注意情報を受けた時点で、速やかに現場警備本部を設置し、指揮態勢を確立します。</p> <p>2 署員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集します。</p> <p>3 現場警備本部は、各警察署に設置し、管内の警備指揮に当たります。</p>

消 防 署	<p>注意情報を受けた場合は、震災態勢または震災非常配備態勢を発令して次の対応を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震災態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報収集体制を強化 (2) 震災対策資器材等の準備 2 震災非常配備態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全消防職員および全消防団員の非常招集 (2) 震災消防活動部隊の編成 (3) 救急医療情報の収集体制の強化 (4) 救助・救急資器材の準備 5 情報受信体制の強化 6 高所見張員の派遣 7 出火防止、初期消火等の広報の準備 8 防災関係機関（区）への職員の派遣 9 その他消防活動上必要な情報の収集
-------	---

2 防災関係機関

注意情報等を受けた場合、各防災関係機関は職員参集等、次のとおり実状に応じた防災態勢をとります。

機 関 名	内 容
東 日 本 高 速 道 路	注意情報を受けたときは、職員の非常参集を行い、災害対策本部を設置します。
東 京 都 交 通 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 注意情報が発表された旨周知を図ります。 2 職員を招集するとともに、東京都交通局災害対策本部の設置の準備を行います。
東 武 鉄 道	注意情報を受けたときは、伝達経路により本部関係者や応急対策従事員を非常招集します。
西 武 鉄 道	注意情報を受けたときは、社員への情報連絡を行い、非常招集により指定された場所に出動します。
東京地下鉄	気象庁が注意情報を発表した場合は、直ちに要員を非常招集して対策本部を設置します。

NTT 東日本	注意情報の連絡を受けた場合、または警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集します。 1 警戒態勢（災害の発生する恐れがある場合） 2 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害等が発生した場合）
その他 防災関係 機関	注意情報を受けた場合、または注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図ります。

第6款 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報【防災関係機関】

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期です。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ・ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなります。

なお、各現場で混乱発生の恐れが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応および広報を行うとともに、区、警察署、消防署へ通報し、必要な情報を区民に広報します。

第7款 注意情報時の混乱防止措置【各部、警察署、鉄道機関、NTT東日本】

注意情報の発表等により種々の混乱の発生の恐れがあるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱を防止するための各防災関係機関の対応は、次のとおりです。

機関名	内 容
区	1 対応措置の内容 (1) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の総合調整および防止対策の立案および実施 (2) 混乱防止に関する情報の収集および分析 (3) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (4) その他必要事項
警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、区民等に対して注意情報が発表された

IV 東海地震事前対策編

第3章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

	<p>場合の区民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼びかけます。</p> <p>2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生する恐れがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとります。</p>
東京都交通局	<p>1 旅客に対し以下の内容について、随時伝達します。</p> <p>(1) 注意情報 (2) 混乱防止のための旅客への協力要請 (3) 警戒宣言発令時の運行方針等 (4) その他東海地震に関する情報</p> <p>2 主要駅（ターミナル、連絡駅等）において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全確保を図ります。</p> <p>(1) 警察署の協力を得て警備体制を確立します。 (2) 状況により駅出入口の使用制限を実施します。</p>
東武鉄道	<p>1 警戒宣言が発せられる場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため正確な情報連絡に努めます。</p> <p>2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努めます。</p>
西武鉄道	<p>1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努めます。</p> <p>2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努めます。</p>
東京地下鉄	<p>1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の応援を要請します。</p> <p>2 旅客の安全を図るため、状況に応じて適切な放送を実施し、旅客に協力を要請します。</p>

NTT 東日本	<p>国や地方公共団体から発出される指示および各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、ならびにそれぞれの地震防災応急対策に反映させます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 情報収集と伝達2 通信の利用制限等の措置3 災害用伝言ダイヤルの提供準備4 対策要員の確保および広域応援5 災害時における災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保6 通信建物、設備等の巡視と点検7 工事中の設備に対する安全措置8 社員の安全確保
------------	--

第4節 東海地震注意情報の発表を受けた時の対応措置

第1款 学校（幼稚園、小学校、中学校）【教育振興部】

1 児童生徒等に対する伝達と指導

学校（園）は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級活動・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後または地震後の授業（保育）の再開等について説明します。

児童生徒等の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させるよう準備を整えます。

2 注意情報が発表された時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、園児・児童・生徒の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想されます。

学校（園）においては、注意情報が発表された段階では授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとります。

したがって、学校（園）は、平常時から、保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておきます。

特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に園児・児童・生徒を直ちに引取りに出る準備を整えるよう打合せておくことが大切です。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置をとります。

3 校外指導時の措置

- (1) 宿泊を伴う指導時（移動教室、修学旅行など）に注意情報の発表を知ったときは、児童・生徒に対し、注意情報の発表を伝達するとともに、地震に対する注意事項、今後の行動などについて説明し、冷静に待ちます。また、速やかに学校に連絡をとり、現地の対応状況を報告します。
- (2) 宿泊を伴わない遠足などの場合に注意情報の発表を知ったときは、速やかに学校に連絡をとり、原則として帰校の措置をとります。帰校後は、在校時と同

様の措置により帰宅させます。

第2款 保育園、学童クラブ【こども家庭部】

職員は注意情報が発表されても、勤務体系は原則として平常勤務と変わらないものとします。

ただし、上司から命令があるまで、退庁時間がすぎても退庁しません。また、不要不急の会議・行事等は、原則として中止します。

注意情報が発表されたら

- 1 「注意情報の発表」を全職員に周知します。
- 2 正しい情報をキャッチします。
 - ・テレビ、ラジオのスイッチを入れ情報を確認します。
 - ・防災ラジオの情報に注意します。
- 3 室外保育・遠足のときは、園（クラブ）に戻ります。
- 4 原則として、通常どおり保育を行います。

第4章 警戒宣言時の対応措置

東海地震が発生する恐れがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発します。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）が発表されます。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表されます。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、または警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関および住民は一致協力して、地震防災応急対策および災対法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければなりません。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる必要があります。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発せられるまでの間に、とるべき対応措置について定めます。

応 急 対 策

第1節 活動態勢

第1款 区の活動態勢【統括部】

1 区災対本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災対本部を設置します（災対法第23条の2）。

2 区災対本部の設置場所

災対本部は練馬区役所本庁舎（7階防災センター）に設置します。

3 区災対本部の標示掲出

災対本部が設置された場合は「練馬区災害対策本部」の看板を掲出します。

4 区災对本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、予知情報および各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生予防および混乱回避策等の決定
- (3) 生活物資等の動向および調達準備体制の決定
- (4) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (5) 住民への情報提供

5 区災对本部の組織

災对本部の組織は、災对本部条例および同施行規則の定めるところによります。（「I 防災共通編 第2部 第2章 第3節」参照）

6 配備体制

警戒宣言時における区本部要員の配備態勢および配備人員は、災对本部運営要綱に定める第二次非常配備態勢とします。

第2款 区の業務等の対応措置【災対各部】

1 窓口業務

警戒宣言が発せられた場合でも、都市機能は極力平常を確保することを原則としていることから、区の窓口業務は平常どおり行います。

2 行事の中止、停止

区が主催または共催する行事は、行事の実施中、計画中にかかわらず、警戒宣言が発せられた時から警戒解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止または停止とします。

第3款 防災関係機関等の活動態勢【防災関係機関】

- 1 各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、練馬区地域防災計画および各々が定める防災計画の定めるところにより、防災対策を実施します。また、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとります。

- 2 各防災関係機関は、上記の責務を遂行するために必要な組織および防災対策に従事する職員の配置およびサービスの基準を定めておくものとします。
- 3 練馬区の区域内の公共団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力するものとします。

第4款 相互応援協力【統括部・防災関係機関】

警戒宣言時等において単一の防災関係機関のみでは防災活動が十分に行われない場合もあることから、各防災関係機関は平常時から関係機関と十分に協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとします。

第2節 警戒宣言、予知情報等の伝達

各防災関係機関は、警戒宣言および予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要です。

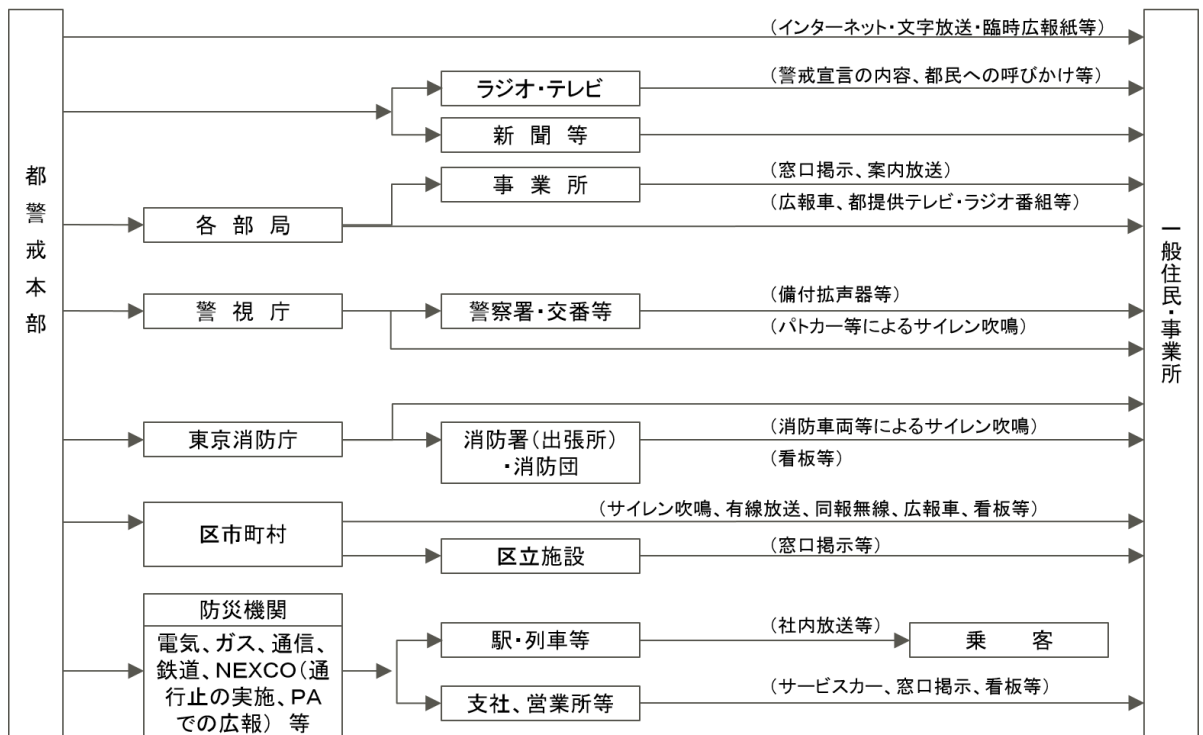
本節では、警戒宣言等の伝達および警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定めます。

第1款 警戒宣言の伝達等【災対各部、警察署、消防署、医師会、防災関係機関】

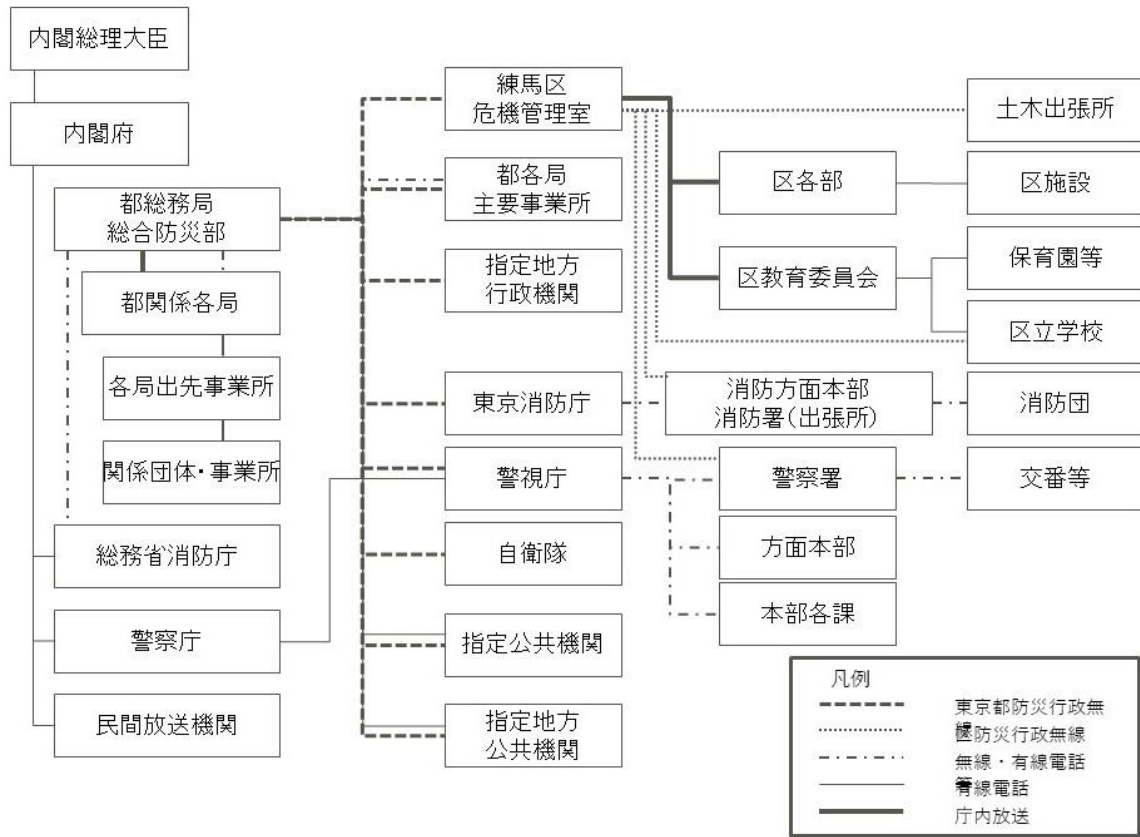
1 伝達系統

警戒宣言および予知情報等の伝達経路および伝達手段は、次のとおりとします。

【住民に対する警戒宣言の伝達経路および伝達手段】



【防災関係機関に対する警戒宣言の連絡伝達系統図】



2 一般住宅・事業所等への伝達

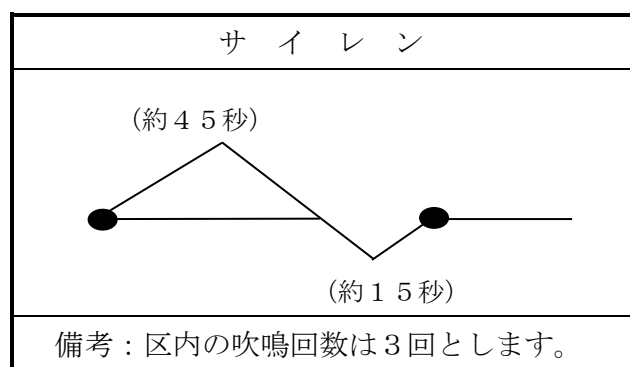
サイレン吹鳴、同報無線、広報車、ホームページ、窓口掲示により行います（同じ情報がラジオ、テレビ、新聞等により報道されます。）。

3 伝達態勢

機関名	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 災対本部は、東京都総務局から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちに庁内放送により各部へ伝達するとともに、地域防災無線が配備されている区立施設等については一斉通報により伝達します。 2 災対各部は、災対本部から警戒宣言の通報を受けた時は、電話連絡網により直ちに各課および事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知します。また区公式ホームページに掲示します。 3 区民に対しては、警察署・消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号広報車および区防災無線による同報等により、警戒宣言が発せられたことを伝達します。 4 教育委員会は、災対本部から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を各課、事業所、区立学校（園）に伝達します。 5 伝達を受けた各課、事業所、区立施設等は、その旨を窓口に掲示します。
警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 各警察署は、警視庁もしくは方面本部から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察無線等により交番・駐在所等に伝達します。 2 各警察署は、区と協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達します。
消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 各消防署（出張所）は、東京消防庁から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちに消防無線等により、消防団本部、分団本部等に伝達します。 2 各消防署（出張所）は、区と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達します。

区医師会	東京都医師会より、警戒宣言、予知情報等の通報を受けた時は、迅速かつ、的確に管下の病院、診療所に伝達します。
その他の防災関係機関	災対本部から警戒宣言の通報を受けた時は、直ちに部内各課および出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者および施設利用者に周知します。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



4 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとします。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 練馬区内での予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

第2款 警戒宣言時の広報【統括部】

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられます。これらに対処するため、練馬区および各防災関係機関は広報活動を実施します。

なお、各現場で混乱発生のおそれが見込まれる場合は、各防災関係機関において必要な対応および広報を行うとともに災対本部および必要な機関へ緊急連絡を行います。緊急連絡を受けた災対本部等は、必要情報をすみやかに区民等へ広報するものとします。

1 広報

区は、警戒宣言が発せられた場合は、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行います。

なお、特に重要な広報はマニュアル等の中にあらかじめ定めておくものとします。

(1) 区の広報

① 広報項目

ア 区長のコメント等

イ 区民および事業所のとるべき防災措置

(ア) 火の注意

(イ) 水の汲み置き

(ウ) 家具の転倒防止等

ウ 混乱防止のための対応措置

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

・列車の運行状況

・駅等の混乱状況

・時差退社の呼びかけ等

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

・道路の渋滞状況

・交通規制の実施状況

・自動車利用の自粛要請等

(ウ) 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報

・回線の輻輳状況

・規制措置の実施状況

・電話利用の自粛要請

・災害用伝言ダイヤル等のサービス提供状況等

(エ) 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報

・スーパーマーケット、デパート等の営業状況

・買い急ぎをする必要のないこと等

・物資の流通状況

(オ) 預貯金引出等による混乱防止のための広報

・金融機関の営業状況

・急いで引き出しをする必要のないこと等

(カ) その他

(2) 各防災関係機関の広報

① 広報の実施方法

IV東海地震事前対策編
第4章警戒宣言時の対応措置

住民および施設利用者に対する広報項目は、次のとおり、区に準じて行うものとしします。

ア 各機関は、従業員・顧客・住民等に対する情報伝達について具体的に定めておくものとしします。

イ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとしします。

ウ 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとしします。

エ 広報文はあらかじめ定めておくものとしします。

第3節 消防、危険物対策

第1款 消防対策【消防署】

1 活動態勢

東京消防庁は、注意情報発表時から引き続き震災態勢または震災非常配備態勢下において、次の対策をとります。

(1) 震災態勢

- ① 情報収集体制の強化
- ② 震災対策資器材の準備

(2) 震災非常配備態勢

- ① 全消防職員および全消防団員の非常招集
- ② 活動部隊の編成
- ③ 警戒派遣所の開設

ポンプ車等を移動し、次の場所に警戒派遣所を設けます。

ア 練馬消防署管内

春日町、旭丘、中村北の各地域

イ 光が丘消防署管内

土支田、谷原の各地域

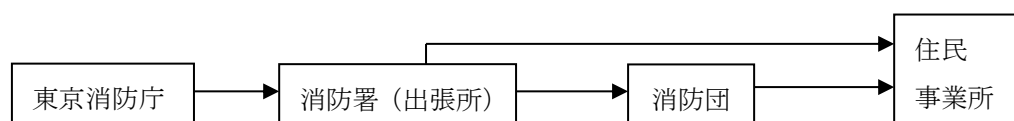
ウ 石神井消防署管内

大泉学園、下石神井、石神井台の各地域

- ④ 防災関係機関への職員派遣（各警察署、練馬区役所）
- ⑤ 救急医療情報の収集体制の強化
- ⑥ 救助・救急資器材の強化
- ⑦ 情報受信体制の強化
- ⑧ 高所見張員の派遣
- ⑨ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ⑩ その他消防活動上必要な情報の収集

2 情報連絡体制の確立

(1) 地震予知情報等の伝達ルート等



(2) 伝達方法

サイレン、広報車等により情報等を伝達します。

3 区民、事業所に対する呼びかけ

(1) 区民に対する呼びかけ

① 情報の把握

テレビ、ラジオや警察、消防、区からの正確な情報の把握

② 出火防止

火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認および危険物類の安全確認

③ 初期消火

消火器、消火用水等の確認

④ 危害防止

- ・家具類、ガラス等の安全確保
- ・ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置

(2) 事業所に対する呼びかけ

① 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置および防災要員の配備

② 情報の収集伝達等

- ・テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握
- ・顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ・本社・支社間等の通信連絡手段の確保
- ・百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- ・顧客、従業員等に対する安全の確保

③ 安全対策面からの営業方針

- ・劇場および映画館、地下街、超高層ビル等の不特定多数の者が利用する施設に対する営業の中止または自粛
- ・営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- ・近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- ・その他消防計画等に定める事項の徹底

④ 出火防止および初期消火

- ・火気使用設備器具の使用制限
- ・危険物、薬品等の安全措置
- ・消防用設備等の点検
- ・初期消火態勢の確保

⑤ 危害防止

- ・商品、設備器具等の転倒、落下および移動防止措置

第2款 危険物等対策【消防署、警察署】

1 石油類等危険物の取扱い施設

機関名	内 容
消 防 署	危険物を貯蔵し、または取扱う事業所に対して、予防規程または事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導

2 危険物輸送

機関名	内 容
警 察 署	警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進します。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱いおよび運搬の抑制についての協力要請 2 危険物および保管施設に対する警戒強化
消 防 署	消防法に定める危険物を運搬する車両およびタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導します。 1 出荷、受入れの停止または制限 2 輸送途中車両における措置の徹底

第4節 警備、交通、公共輸送対策

第1款 警備対策【警察署】

機関名	内 容
警 察 署	<ol style="list-style-type: none">1 警備部隊の編成および配備 速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱の恐れのあるターミナル駅・地下街・主要交差点等に、必要により部隊を配備します。2 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努めます。3 避難誘導活動 強化地域を管轄する警察署は、次の措置をとるものとします。<ol style="list-style-type: none">(1) 避難の指示の伝達および避難誘導は迅速・的確に行います。(2) 避難誘導に当たっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たります。

- 1 警備部隊の編成および配備
部隊編成を実施し、必要により配備します。
- 2 治安維持活動
正しい情報の発信と、警戒活動の強化により犯罪等の未然防止に努めます。
- 3 避難誘導活動
避難誘導にあたっては、パトカー等警察車両のサイレン・マイク等を利用した広報活動を実施し混乱防止に努めます。

第2款 交通対策【交通機関】

1 交通対策本部等の基本

警戒宣言が発せられた場合における交通対策は、道路交通の混乱および交通事故の発生を防止し、防災関係機関が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、東海地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じます。

- (1) 東京都内の車両の通行は、できる限り制限します。
- (2) 強化地域（神奈川県および山梨県）方向へ向かう車両の通行は、できる限り制限します。
- (3) 強化地域（神奈川県および山梨県）以外の地域から都内へ流入する車両の通行は、できる限り制限します。

2 運転者等の取るべき措置

- (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき
 - ① 警戒宣言が発せられたことを知った時は、慌てることなく低速度で走行すること。
 - ② カーラジオ等で地震情報、交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - ③ 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。
 - ④ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
 - ⑤ バス、タクシーおよび都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
 - ⑥ 危険物等を搬送中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
 - ⑦ 現場警察官等の指示に従うこと。

3 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するために、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこととします。

4 交通規制

- (1) 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行は、できる限り制限します。
- (2) 国道254号（川越街道）（本郷3～東埼玉橋）は、必要に応じて緊急交通路に指定し、車両の通行を制限します。
- (3) 埼玉県境から都内に流入する車両の通行については、できる限り抑制します。
- (4) 上記のほか、状況により必要な交通規制を行います。

5 交通規制の実施

警戒宣言が発令された場合、交通幕僚(交通部長)および現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行います。

(1) 都県境

神奈川県または山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県または千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(2) 環状7号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

(3) 高速自動車国道・首都高速道路

通行止めにより高速への流入を制限し、滞留車がないよう流出させることを優先する。

6 緊急通行車両等の確認事務

区内各警察署、緊急交通路の起点および終点、交通要点に設置する交通検問所において、緊急通行車両の確認事務を行います。

第3款 道路管理者の措置【災対土木部、東京都第四建設事務所、東日本高速道路(株)】

機 関 名	内 容
区	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際は、避難拠点に至る区道等を重点に、地震発生時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急にパトロールの強化を図ります。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時即応できるように道路管理者工事および各企業占用工事を原則として中止し、通過交通に支障のないようにするとともに、地下埋設物の安全確保に努めるため、所轄警察署および各占用企業者に要請し、安全対策に万全の措置を講じます。</p>
東京都建設局第四建設事務所	<p>1 危険箇所の点検の実施 警戒宣言等が発せられた場合、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施します。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策を確立 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図ります。</p>
東日本高速道路株式会社	<p>1 警戒宣言が発せられた場合には、道路状況の把握に努めるとともに、原則として次の方針で対処するよう努めるものとします。</p> <p>(1) 高速自動車国道における交通対策 東京都公安委員会が行う車両の強化地域への流入の制限等にかかる措置に協力するものとします。</p> <p>(2) 一般国道等における交通対策 関係機関が行う車両の走行の抑制に係る措置等に協力するものとします。</p> <p>2 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努めるものとします。</p> <p>3 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源ならびに道路管理用通信施設の点検等に努めるものとします。</p> <p>4 災害対策本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努めるものとします。</p> <p>5 工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとします。</p>

第5節 公共輸送対策

第1款 鉄道対策【統括部、消防署、鉄道機関】

1 情報伝達

(1) 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供および不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送および車内放送により要請します。

(2) 警戒宣言が発せられたとき

警戒宣言および地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車および駅ならびに乗客等に伝達します。

2 列車運行措置

(1) 運行方針

防災関係諸機関、報道機関およびJR各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行います。

(2) 運行措置

機 関 名	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降
都 交 通 局 東 武 鉄 道 西 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行います。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少します。	あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し減速運転を行います。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少します。

3 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想されます。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられます。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとります。

機関名	内 容
区	平常時から、区民に対して時差退社および近距離通勤者等の徒歩帰宅の広報を行います。
消防署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行います。
都交通局 東武鉄道 西武鉄道 東京地下鉄	<ol style="list-style-type: none"> 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行います。 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行います。 駅において、放送・掲示・ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社および近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請します。

4 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は次の対応措置を講じます。

機関名	内 容
都交通局 東武鉄道 西武鉄道	<ol style="list-style-type: none"> 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努めます。 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行います。 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行います。 状況により、警察官の応援を要請します。 状況により、乗車券の発売を制限又は中止します。

5 主要駅等の警備

警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想されまたは混乱が発生した駅等については、部隊を配備します。

6 列車の運転中止措置

鉄道機関および区、警察署、消防署等は一致協力し、上記措置をとり列車運行の確保に努めますが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合および踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合があります。

7 その他の措置

機関名	内 容
鉄道各社	1 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止します。 2 防災資機材および復旧資機材の整備を行います。 3 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行います。

第2款 バス、タクシー等対策【交通機関】

1 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区・警察署・消防署およびバス会社等は、時差退社および近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民および事業者に対する広報および指導を行います。

(2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たります。

第6節 学校、社会福祉施設等の対策

第1款 学校（幼稚園、小学校、中学校）【災対教育振興部】

1 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導します。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒を保護します。

なお、注意情報が解除されるまで、学校を臨時休校とします。

また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休校とします。

2 児童・生徒の保護・帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒の安全を確保することとなります。

なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用します。

一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておくものとします。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、SNS等を使用した、児童・生徒および保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておくものとします。

3 校外学習および宿泊行事等実施の安全確保

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上

や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実に行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておくものとします。

第2款 社会福祉施設等【災対福祉部、災対こども家庭部】

1 保育所・通所施設

① 利用者等の扱い

① 利用者等は、名簿を確認のうえ、保護者・家族等身元引受人に引渡します。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼します。

② 引き取りのない利用者、または身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護します。

③ 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護します。

(2) 防災措置

① 施設設備の点検

② ライフラインの確認

③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認および防止

④ 食料、飲料水、ミルク等の確保

⑤ 医薬品の確保

(3) その他

① 利用者等の引渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮します。

② 職員・利用者・保護者等の防災教育を行います。

2 入所施設

利用者は施設内で保護します。そのために、次の措置を講じます。

(1) 施設設備の点検

(2) ライフラインの確認

(3) 落下、倒壊等の危険箇所の確認および防止

(4) 食料、飲料水の確保

(5) 医薬品の確保

(6) 利用者の家族等に対する連絡手段の確保

- (7) 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- (8) 関係機関との緊密な連絡・連携

第3款 劇場、高層ビル、地下街等【消防署】

劇場、高層ビル、地下街等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止および安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講じます。

- (1) 劇場、映画館等
 - ① 火気使用の中止または制限
 - ② 消防用設備等の点検および確認
 - ③ 避難施設の確認
 - ④ 救急処置に必要な資材の準備
 - ⑤ 営業の中止または自粛
 - ⑥ 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
- (2) 高層ビル
 - ① 火気使用の中止または制限
 - ② 消防用設備等の点検および確認
 - ③ 避難施設の確認
 - ④ 救急処置に必要な資材の準備
 - ⑤ ビル内店舗については、営業の中止または自粛
 - ⑥ 店舗等の利用客に対しての必要な情報の伝達および誘導の実施
 - ⑦ エレベーターの運転中止および避難時の階段利用
- (3) 地下街
 - ① 火気使用の中止または制限
 - ② 消防用設備等の点検および確認
 - ③ 避難施設の確認
 - ④ 救急処置に必要な資材の準備
 - ⑤ 地下街店舗については、営業の中止または自粛
 - ⑥ 利用客に対しての必要な情報伝達および従業員による誘導の実施

第7節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

第1款 電気【東京電力パワーグリッド】

1 電気の供給

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続しますが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じます。

2 人員、資機材の点検確保

(1) 要員の確保

非常災害対策本部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集します。

(2) 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備えます。

3 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」および広域機関の指示に基づき、災害発生後の電力の緊急体制について確認します。

4 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ、インターネット、SNS等の報道機関等を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関して広報します。

5 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事および作業中の電力施設について、人身安全および施設保全上の応急措置を速やかに実施します。

第2款 ガス【東京ガスグループ】

1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても原則としてガスの製造・供給はそのまま継続するものとし、地震発生時の二次災害の防止、または軽減を図るための応急措置を迅速、かつ的確に講じ得る全社態勢を確立します。

2 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請します。

3 工事等の中断

工事中または作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事または作業を中断します。

4 人員確保と資器材点検

(1) 人員の確保と配備

勤務時間内、休日および時間外における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保します。

(2) 資器材の点検確保

保安通信設備の健全性確認ならびに保安電源設備の燃料残量確認および確保ならびに復旧工事用資機材の点検整備を行います。

5 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

(1) 広報の内容

- ① 不使用ガス栓の閉止の確認
- ② 地震発生時のマイコンメーター自動停止，身の安全の確保
- ③ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作

(2) 広報の方法

- ① 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかけます。
- ② テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請します。
- ③ 区とも必要に応じて連携を図ります。

第3款 上水道【東京都水道局】

1 飲料水の供給および広報

警戒宣言時においても、水は平常通り供給し、次のとおり広報活動を実施します。

- (1) 当座の飲料水のくみ置きの要請
- (2) 地震発生後の避難にあたっての注意事項
- (3) 地震発生後の広報等の実施方法
- (4) 地震発生後における住民への注意事項

2 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害発生に備えて給水対策本部を設置します。

各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行います。

3 施設等の保安措置

- (1) 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水压を調整する。
- (2) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施します。
- (3) 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じます。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋め戻しを行います。

第4款 下水道【東京都下水道局】

1 下水の処理

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続します。

2 施設等の保安措置

- (1) 管きよ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小

限に止め、汚水および雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化および整備を行います。

- (2) 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じます。また、応急資機材の状況の把握と準備を行います。

第5款 電話、通信【NTT東日本】

1 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想されます。このため、次の措置をとることとします。

(1) 電話

警戒宣言が発せられた場合、次の業務および関連する規定に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用します。

① 確保する業務

- ア 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- イ 街頭公衆電話からの通話
- ウ 非常、緊急扱い通話
- エ 災害用伝言ダイヤル等の提供準備

② 可能な限りにおいて取扱う業務

- ア 一般加入電話からのダイヤル通話
- イ 防災関係機関等からの緊急な要請への対応
- (ア) 故障修理
- (イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通

(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務があります。

2 広報措置の実施

警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、または会社の業務について変更した場合、次に掲げる事項についてホームページ、テレビ、ラジオ放送および新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施します。

- (1) 通信の疎通状況および利用制限等の措置ならびに代替となる通信手段（自動通話に関するものの他、手動台扱いの通話、番号案内業務を含みます。）
- (2) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況を含みます。）

- (3) 加入電話等の開通、移転等の工事および故障修理等の実施状況電報の受付および配達状況
- (4) その他必要とする事項
前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ、迅速な実施を可能とする措置を講じます。

3 防災措置の実施

警戒宣言発令時の防災措置は、次のとおり実施します。

- (1) 警戒本部または情報連絡室を設置
- (2) 各対策組織の必要要員を招集
- (3) 社外機関との情報連携
- (4) 通信サービス利用者の協力を得るための広報
- (5) 電源、物資および人員の確保
- (6) 社員の避難および誘導並びに食料、飲料水等の確保
- (7) その他必要な事項

第8節 生活物資対策

第1款 営業継続の要請【災対産業経済部】

食糧および生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等について極力営業を継続するように要請します。

- 1 練馬区商店街連合会を通じ、各商店街に要請します。
- 2 適正価格による円滑な供給に努めるよう指導します。
- 3 平常時より連絡を密にします。

第2款 買い占め、売り惜しみ防止【災対産業経済部】

練馬区商店街連合会を通じ、各商店に対し、買い占め、売り惜しみをしないよう要請します。また区民に対しても、買い急ぎをしないよう広報します。

第9節 金融対策

関係機関（関東財務局・日本銀行）の指導方針に基づき、各金融機関および区民に対し、次のとおり協力依頼および広報を行うものとします。

第1款 金融機関【各金融機関】

- 1 原則として平常どおり営業します。やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通貯金の払い戻し業務については継続します。
- 2 店頭の顧客については警戒宣言が発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来客に備えて店頭はその旨を掲示します。
- 3 店内の顧客および従業員の安全確保のため、危険箇所の点検等適切な応急措置をとります。

第2款 区民への広報【統括部】

各金融機関が原則として平常どおり営業するため、不要な預貯金の引き出しは自粛するよう広報します。

第10節 避難対策

原則として避難の必要はありませんが、区内の崖地等の危険箇所について、各関係機関と連絡を密にして実情把握を行い、危険が予測される地区の選定を行い、警戒宣言が発せられた場合、安全な場所へ避難するよう、避難指示を行います。

第1款 事前対策【危機管理室、土木部】

1 危険が予想される地区の選定

管内の崖地等について各関係機関と連絡を密にして実情把握を行い、危険が予測される地区について、あらかじめ地区選定を行っておくものとします。

2 避難者収容施設の指定

被害を受ける恐れがあり、避難しなければならない方を一時的に収容し保護するためあらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておくものとします。

なお、指定にあたっては、次の点に留意します。

- (1) 火災の危険度の低い場所に立地していること。
(木造建物密集地、危険物取扱い（貯蔵）施設の周辺は避けます。)
- (2) 耐震性、耐火性を有すること。
- (3) 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。
- (4) 落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。
- (5) 火災報知機、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。
- (6) 避難所の運営に必要な資器材（調理、給食、非常照明等）、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

3 周知、伝達方法

避難を必要とする区民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難指示の際の伝達方法（広報車、防災無線等）および伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておきます。

第2款 警戒宣言時における対応【統括部】

1 避難指示

区長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の区民に対し、第1款3項に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難指示を発令します。

2 避難所開設に伴う対応措置

- (1) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに東京都福祉局および地元警察署、消防署、東京都水道局営業所、保健所等関係機関に連絡します。
- (2) 避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具および台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊きだし、その他による食品の供給を行います。
- (3) 情報収集および非常通信のためラジオ、無線機等を備えます。

3 避難所等における区職員の配置

避難所を開設した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置します。

第11節 救援、救護対策

第1款 給水態勢【統括部、災対総務部】

災害発生後に備え本部を設置し、各事業所における情報連絡および施設の保安点検強化、応急資器材の点検整備を行います。

第2款 食料等の配布態勢【統括部、災対総務部】

1 職員の配置

- (1) 被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため待機の態勢をとります。
- (2) 協定団体に待機の態勢をとるよう要請します。

2 運搬計画

- (1) 備蓄物資および調達物資の輸送を確保するため、区が所有する車両の待機を指示します。
- (2) 備蓄物資および調達物資の輸送を確保するため、協定団体に待機の態勢をとるよう要請します。
- (3) 東京都が地域内輸送拠点へ輸送する物資を必要に応じて避難拠点到輸送する態勢をとります。

第3款 医療救護体制【健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、獣医師会】

機関別の対応は、次のとおりです。

機 関 名	内 容
区	1 医療救護所の編成準備 (1) 医療救護所運営体制の編成準備 (2) 医療救護所における資器材の点検整備 (3) 区医師会医療救護班などの編成準備要請 2 救急患者の受入れ体制の確保 (1) 医師、看護師等の確保 (2) 医療資器材の点検、補充 (3) 患者の収容体制の整備 (4) 水、食糧の点検確保 (5) 区医師会などに対する受入れ体制確保の要請
区 医 師 会 区 歯 科 医 師 会 区 薬 剤 師 会 柔 道 整 復 師 会	II 防災本編に基づき医療救護班などを必要な時に速やかに編成できるように準備します。
区 獣 医 師 会	災害発生に備えて、動物救護の体制を必要とするときは、速やかに体制をとれるように準備します。

第5章 区民・事業者等のとるべき措置

練馬区の区域内は、東海地震が発生した場合、ほとんどの地域が震度5弱になると予想されています。

震度5弱の場合、家屋の倒壊等大きな被害は限定的と想定されますが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想され、場合によっては警戒宣言による社会的混乱の発生が予想されるため、区および各防災関係機関は万全の措置を講じます。

被害および混乱を防止するためには、区民および事業者の果たす役割は重要です。区民一人ひとりが、また各事業者が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害および混乱を大幅に減少させることができます。

本章においては、区民、区民防災組織および事業者が、警戒宣言が発せられたときにとるべき措置を示します。

応 急 対 策

第1節 区民のとるべき措置

第1款 平常時【危機管理室】

- 1 日頃から出火の防止に努めます。
 - (1) 火を使う場所の不燃化および整理整頓
 - (2) ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破壊や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管
 - (3) プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐食などを点検
- 2 消火用具を準備します。

消火器等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用出来る場所に設置
- 3 家具類の転倒、落下防止および窓ガラス等の落下防止を行います。
 - (1) タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定
 - (2) 家具の上に物を置かない
 - (3) 窓ガラスの古いパテは取り替え

- (4) ベランダの物品、屋根の工作物および看板等は落下防止の措置

- 4 ブロック塀等の点検補修をします。
ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強する等倒壊防止の措置を実施

- 5 食糧や非常持ち出し品を準備しておきます。
 - (1) 家族が必要とする3日分の食糧、飲料水を準備
 - (2) 三角巾、絆創膏等の医薬品を準備
 - (3) ロープ、バール、スコップ等の避難救助器具を準備
 - (4) 携帯ラジオ等を準備

- 6 家族で対応措置を話し合っておきます。
 - (1) 注意情報発表時、警戒宣言時および地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。
 - (2) 警戒宣言時は電話が繋がりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。

- 7 区民防災組織に加入し、防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高めます。

- 8 避難行動要支援者がいる家庭は、なるべく事前に区民防災組織、官公署等に知らせるようにします。

第2款 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまで【危機管理室、区長室】

- 1 情報に注意するとともに冷静に行動します。
 - (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意
 - (2) あわてて行動をとらない
- 2 電話の使用を自粛します。
- 3 自動車の使用を自粛します。

第3款 警戒宣言が発せられたときから地震発生まで【統括部】

- 1 情報の把握を行います。
 - (1) 区等の防災信号（サイレン）を聞いた時は、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手
 - (2) 東京都、区、警察、消防等、防災関係機関の情報に注意

- (3) 警戒宣言が発せられたことを知った時は、近所に周知
- 2 火気の使用に注意します。
 - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるように
 - (2) 火気器具周囲の整理整頓を確認
 - (3) ガスメーターコックの位置を確認（避難するときはガスメーターコックおよび元栓を閉める。）
 - (4) 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認（避難する際はブレーカーを遮断。）
 - (5) プロパンガスボンベの固定位置を点検
 - (6) 危険物類の安全防護措置を点検
- 3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認し、浴槽等に水を貯留します。
- 4 家具の転倒防止措置を確認し、棚の中の重い物をおろします。
- 5 ブロック塀等を点検します。
危険箇所はロープを張るなど、付近に近寄らせないよう措置
- 6 窓ガラス等の落下防止を図ります。
 - (1) 窓ガラスに荷造用テープや飛散防止フィルムを貼付
 - (2) ベランダの植木鉢等の片付
- 7 飲料水を汲み置きします。
- 8 食糧、医薬品、防火用品を確認します。
- 9 火に強く、なるべく動きやすい服装にします（長そで、長ズボン）。
- 10 電話の使用を自粛します。
区役所や放送局、鉄道会社、学校への電話による問い合わせを控えます。
- 11 自家用車の利用を自粛します。
 - (1) 路外に駐車中の車両は出来る限り利用しません。
 - (2) 路上に駐車中の車両はすみやかに空地や駐車場に移動します。
 - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、後は車を使いません。
- 12 幼児・児童の行動に注意します。
 - (1) 狭い路地やブロック塀等の付近を避け、確認できる範囲の安全な場所で遊びます。
 - (2) 園児・児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応します。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせます。
- 14 エレベーターの使用は避けます。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認します。
- 16 不要な預貯金の引き出しを自粛します。
- 17 買い急ぎを自粛します。

第2節 区民防災組織（防災会等）のとるべき措置

第1款 平常時【危機管理室】

- 1 組織の役割分担を明確にします。
- 2 組織の活動訓練や教育、講習を実施します。
- 3 地区内の危険箇所（崖、ブロック塀等）を把握します。
- 4 情報の伝達態勢を確立します。
- 5 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておきます。

第2款 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで【危機管理室、区長室】

- 1 テレビ、ラジオの情報に注意します。
- 2 地区内住民に冷静な行動を呼びかけます。

第3款 警戒宣言が発せられたときから地震発生まで【統括部】

- 1 区からの情報を地区内住民に伝達します。
- 2 組織本部の設置を行います。
- 3 地区内住民に区民のとるべき措置（第1節参照）を呼びかけます。
- 4 ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行います。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行います。
- 6 高齢者などの安全に配慮します。
- 7 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児・児童等に対して注意します。
- 8 救急医薬品等確認します。
- 9 食糧、飲料水および炊き出し用品等の確保ならびに調達方法の確認を行います。

第4款 その他【統括部】

- 1 各避難拠点では、地域の防災会の活動等を優先しつつ、災害が発生した際の準備を行います。
- 2 防災会が結成されていない地域にあつては、町会・自治会組織等が上記に準じた行動を行います。

第3節 事業者のとるべき措置

第1款 平常時の措置【危機管理室】

事業者は、自主防災態勢の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防災用品の備蓄ならびに出火防止対策および従業員、顧客の安全対策等についての防災計画（消防計画、予防規程およびその他の規定等を含みます。）に基づいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておくものとします。なお、防災計画等作成上の留意事項は次によります。

- 1 東京都および区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄駅、建築構造および周辺市街地状況等）事業内容等を考慮した実効性のあるものとします。
- 2 従業員、顧客および周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとします。
- 3 責任者の所在、夜間の勤務体制等を考慮したものとします。
- 4 他の防災または保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとします。
- 5 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して実情にあったものにします。

第2款 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの措置【危機管理室、区長室】

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手します。
- 2 自衛消防組織等自主防災態勢を確認します。
- 3 消防計画等に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備します。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行います。

第3款 警戒宣言が発せられた時から地震発生までの措置【各部】

- 1 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員および配備等の警戒態勢を確立します。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達します。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意します。
- 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動がとれるように

します。この場合、要配慮者の安全確保に留意します。

- 4 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については、原則として営業を継続します。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館および超高層ビル、地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため、原則として営業を自粛します。

- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じます。
- 6 建築物の防火または避難上重要な施設および消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含みます。）等の保安措置を講じます。
- 7 商品、設備器具および窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認します。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に東京都、区、市町村、警察署、消防署、放送局、鉄道等に対する問い合わせを控えます。
- 9 バス、タクシー、生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用は出来る限り制限します。
- 10 救助、救急資器材および飲料水、食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備します。
- 11 新築工事、水道工事および金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じます。
- 12 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務としますが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅および路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとし、

ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しないものとし、

資料 1 東海地震に係る地震防災対策強化地域（東京都総務局）

1 昭和54年 8 月 7 日付指定（総理府告示第26号）

昭和53年 6 月15日、大震法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、強化地域の指定および強化地域に係る地震観測体制の強化ならびに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6弱以上と予想される地域（6県167市町村）が、強化地域として指定された。

2 平成14年 4 月24日付追加指定（内閣府告示第12号）

平成13年12月中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会（平成13年 3 月設置）から、東海地震に係る想定震源域が見直され「震度6弱以上となる地域が西側に拡大するとともに、高い津波が発生する地域も拡大する」との報告がなされた。

平成14年 4 月の中央防災会議において、強化地域は、大震法第3条第1項に「著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する地域」とされていることに鑑み、以下の基準に基づき、新たに96市町村が指定され、8都県263市町村となった。（市町村合併を踏まえ、平成17年 4 月、8都県213市町村を再指定）

(1) 地震の揺れによる被害

木造建築物等が一般的に著しい被害を被る揺れという見地から、震度6弱以上の揺れが発生する地域（この基準は、従来通りであるが、想定震源域見直しに伴い指定地域が拡大した。）

(2) 津波による被害

大津波（3 m以上）若しくは満潮時に地上の浸水深 2 m以上の津波が予想される地域のうち、地震発生から20分以内に津波が来襲するおそれのある地域

(3) 一体的な防災体制の確保等の観点

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、一体的な防災体制等をとるべき地域を併せて強化地域とするのが妥当であるとした。

都においては、新島村、神津島村および三宅村が、上記(2)に該当するとして、強化地域に指定されたものである。

資料2 警戒宣言、地震予知情報について（東京管区気象台）

1 地震予知体制

大規模地震対策特別措置法第33条に基づき、現在「東海地震」に対して気象庁が行っている地震の予知体制は、地震の前兆現象を捕捉するための各種観測データを監視する体制と、異常が現れた場合に、これが大地震の前ぶれであるかどうかなどについての判断をするための判定組織からなっている。

「東海地震」の前兆現象を捉えるため、東海地域およびその周辺に展開されている観測網から地震、地殻岩石歪、傾斜、伸縮、検潮および地下水の各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメータされており、24時間体制で異常の有無が監視されている。

これらの観測は、気象庁のほか、地方公共団体、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院および産業技術総合研究所などにより実施されている。

判定組織としては、地震防災対策強化地域判定会（気象庁長官の私的諮問機関、以下「判定会」という）が設置されている。判定会は、地震に関する専門家である、会長および委員5名で構成されており、いつでも気象庁に参集できるよう体制が整えられている。

2 東海地震に関連する情報

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

気象庁では、観測データに何らかの注目すべき異常が現れてはいるが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合などに東海地震に関連する調査情報（臨時）を発表する。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、あるいは「直ちに東海地震と関連性がない」と判断できる場合は、安心情報である旨を明記して東海地震に関連する調査情報（臨時）を発表する。

(2) 東海地震注意情報

異常が進んで、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に東海地震注意情報を発表する。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、解除情報である旨を明記して東海地震注意情報を発表する。

警戒宣言文の一例

東海地震の地震災害に関する警戒宣言および国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発令します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾およびその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波の恐れがあります。

強化地域内の公的機関および地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者および事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

(3) 東海地震予知情報

東海地震予知情報の内容については、警戒宣言発令とほぼ同時に発表され、気象庁長官から詳しい技術的説明が行われるが、これには次のような事柄が含まれることになっている。

すなわち、

- ① 地震が発生するおそれがあると認められる旨およびその理由
- ② 地震が発生するおそれがあると認められる時期
- ③ 震源域
- ④ 地震の規模
- ⑤ 地震が発生した場合に予想される地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）における震度
- ⑥ 地震が発生により生ずるおそれのある津波の予想
- ⑦ その他

このうち、②の「時期」を除いた③以下の各項目については、一つのモデルが想定されている。

地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準ではこれをはっきり予想するのははなはだ困難である。

過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生までの時間は、短い場合で数時間、長くても、2、3日以内であった例が多い。

そこで、「時期」については、「数時間以内」と「2、3日以内」と2通りの場合が考えられている。

異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態がひっ迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「2、3日以内」になるものと思われる。

ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは1日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言が発せられた時点から2、3日以内という意味である。

なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震について「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、「地震予知情報」として内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

- ア 予想された大規模地震の発生の時期がさらに遅れることが予想される
- イ 異常現象が正常に戻る 等

地震の発生するおそれがなくなると認められた場合である。アの場合には、状況に応じて臨機の措置がとられることになるであろうが、イの場合には、「警戒解除宣言」が発せられ、警戒体勢は解かれ、応急措置は中止されることになる。

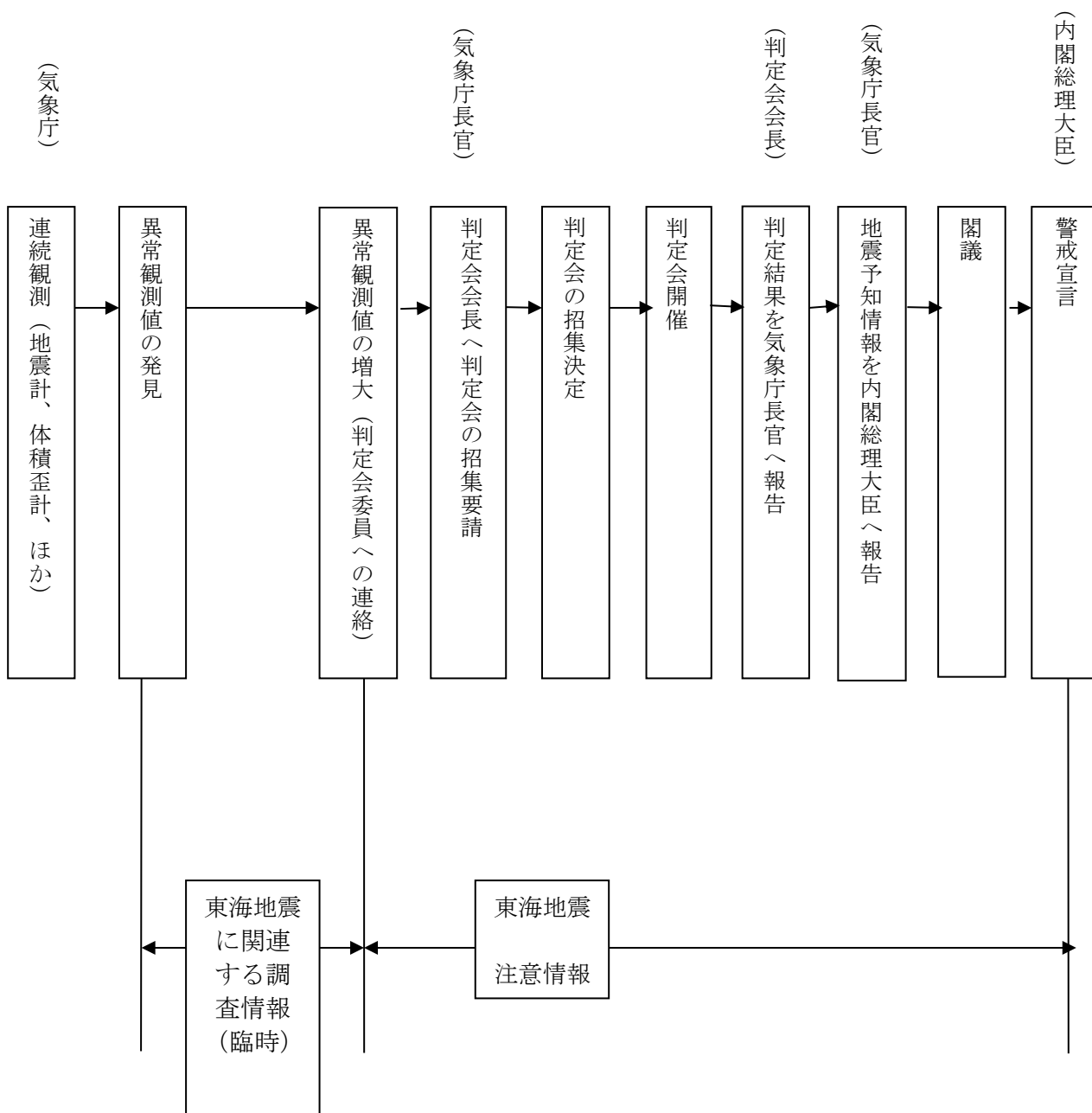
宣言が発せられた後でも、気象庁では観測データを24時間監視し解析・検討が続けられ、地震活動や地殻変動の状況や推移等を「東海地震予知情報」として、関係機関や一般の利用に供するために発表する。

「東海地震予知情報」には事態の推移等が説明されるので、情報を正しく解釈し、冷静に行動することが必要である。

3 警戒宣言

判定会が、強化地域に係る大規模な地震の発生するおそれがあると判定した場合には、これに基づいて、気象庁長官は、直ちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は閣議に諮ったうえで、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。

資料3 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス (東京管区気象台)



資料4 予知情報の発表に伴うコメント案文（東京都総務局）

1 警戒宣言が発せられたときの知事コメント案文

都民の皆様、東京都知事の〇〇〇〇です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意してください。その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

東京都と各区市町村においては、すでに警戒本部等を設置しております。地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震が起きましてもあわてずに落ち着いて行動してください。

2 注意情報が発せられたときの危機管理監コメント案文

都民の皆様、東京都危機管理監の〇〇〇〇です。

内閣官房長官から、東海地震の発生に備えて「準備行動を行う」旨の発表がなされております。

都においても、「警戒宣言」が発せられた場合に、直ちに対応できる態勢を整えておりますので、都民の皆様は落ち着いて行動してください。

状況が確定するまで、旅行の自粛や学生の登下校の安全確保に留意してください。

また、交通機関の運行状況を把握し、帰宅等に備えてください。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意して下さい。その他の島しょ地域についても津波には十分注意して下さい。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられますので、家庭や事業所において、火元や危険物の管理、家具の固定等の安全対策を行ってください。

なお、内閣総理大臣が警戒宣言を発令した場合、または、準備体制を解除した場合は、直ちに皆様にお知らせしますので、ラジオ、テレビ等のニュースに注意してください。

都民の皆様、東京都危機管理監の〇〇〇〇です。

政府より、東海地震準備体制を解除する旨の発表がなされております。

これを受けて都も災害即応態勢等の準備体制を解除したので、お知らせします。

交通機関の運行状況等が平常に戻るまで、引き続きラジオ、テレビ等のニュースに注意し、落ち着いて行動してください。

資料5 警戒宣言に伴う区の広報案文

区民の皆様、練馬区長の〇〇〇〇です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、区内各地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きい揺れがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

練馬区においては、すでに警戒本部等を設置しております。

地震がいつおきてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震がおきましてもあわてずに落ち着いて行動してください。